

小笠山総合運動公園

指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

目 次

1	募集の概要	
(1)	施設概要	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の選定方法	2
(4)	協定の締結	2
2	県が支払う指定管理料	2
3	県への納入金	2
4	指定管理者募集に関する事項	
(1)	スケジュール	2
(2)	申請に関する事項	4
(3)	審査及び選定に関する事項	6
(4)	選定基準及び審査項目・配点	7
5	管理の基準	8
6	指定管理者が行う業務の範囲	14
7	業務の基準	14
8	利用料金制度	15
9	使用料の徴収	17
10	自主事業に関する事項	17
11	ネーミングライツの導入について	19
12	リスク管理及び保険加入等に関する事項	19
13	事業評価	20
14	利用者の苦情・意見への対応	20
15	静岡県都市公園懇話会の提言の尊重	20
16	業務の引継ぎについて	20
	有料公園施設内における広告物の取扱（別紙１）	22
	県及び指定管理者の業務区分表（別紙２）	24
	小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準（別紙３）	26
	小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理に関する協定書（別紙４）	30
	現地説明会参加申込書（様式第１号）	35
	募集に関する質問書（様式第２号）	36
	指定管理者指定申請書（様式第３号）	37
	事業計画書（様式第４号）	38
	管理運営業務に関するグループ協定書（様式第５号）	80
	委任状（様式第６号）	82

小笠山総合運動公園指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 施設の概要

名 称 小笠山総合運動公園
 供用開始日 平成13年5月10日
 住 所 袋井市愛野2300-1
 施設の種類 都市公園
 供用面積 269.7ha
 主な施設

施設区分	施設の内容
公園面積	269.7ha
静岡スタジアム (有料公園施設)	IAAF（国際陸連）CLASS2認証陸上競技場、JAAF第1種公認陸上競技場（球技場兼用）、1周400m・9コース、全天候舗装、収容観客数50,889人（固定席45,653人、可動席5,236人）、固定席屋根付き、競技照明1,500ルクス以上 大型映像装置2基（9.6m×19.2m×2） 建設面積31,777.666㎡、床面積83,278.719㎡、
補助競技場 (有料公園施設)	第3種公認陸上競技場、1周400m・6コース、全天候舗装、競技照明150ルクス
投てき（練習）場 (有料公園施設)	第1種公認陸上競技場付帯公認投てき場（やり、砲丸、ハンマー、円盤投げに対応）
多目的運動広場 (有料公園施設)	スポーツ広場（サッカー1面）、天然芝
静岡アリーナ (有料公園施設)	競技面85m×49m、固定席4,862席、可動席1,440席、移動席960席、競技照明1,500ルクス以上。トレーニングルーム設置 建設面積12,828㎡、床面積24,035.71㎡、延床面積22,580.63㎡
補助体育館 (有料公園施設)	競技面42m×35m、固定席294席、建築面積2,495.20㎡ 延床面積2,786.25㎡ 設備：空調設備
人工芝グラウンド (有料公園施設)	JFAロングパイル人工芝公認ピッチ サッカー1面（8人制サッカーの場合2面、フットサルの場合4面） 競技照明200ルクス、 人工芝面積8,970㎡（115m×78m）、ピッチ面積（105m×68m）
広場・園地・園路等 (無料公園施設)	ビオトープ、芝生広場1～3、グラウンド1～2、グラウンド3（ソフトボール2面（軟式野球利用は児童に限り可）、屋外トイレ（8）、ふれあいの森散策道、保全森林
駐車場	11ヶ所 普通車4,224台（うち障害者用49台）、大型車143台 （駐車利用：無料、イベント利用：行為許可料必要）

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の選定方法

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果を審査して指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、管理運営の細目について県と指定管理者が協議し、協定を締結します。

2 県が支払う指定管理料

県が支払う指定管理料は、次の額を指定期間中の各年度の上限として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに支払います。

年間上限額 637,300 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

5年間上限額 3,186,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

3 県への納入金

有料公園施設利用料金収入及び行為の許可に係る利用料金収入の合計額の10%を県に納入してください。各年度の納入時期は、協議の上決定します。

4 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュール

① 現地説明会

開催日時：令和7年9月4日（木）午後2時から

集合場所：小笠山総合運動公園 静岡スタジアム入口

申込方法：様式第1号(現地説明会参加申込書)により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「④問い合わせ先及び申請書類提出先」へ9月2日（火）午後5時までに申し込みください。郵送の場合は、9月2日（火）午後5時必着とします。参加人数は1法人(団体)あたり2人以内とします。なお、指定管理者の申請をしようとする場合は、必ずこの説明会に出席してください。※当日は、募集要項の配布はしませんので、必ず持参してください。

② 募集に関する質問

受付期間：現地説明会開催日～令和7年9月16日（火）午後5時まで

送付方法：様式第2号(募集に関する質問)により、ファックス又は電子メールのいずれかで、「④問い合わせ先及び申請書類提出先」まで受付期間内に送付してください。

回答予定日：令和 7 年 9 月 17 日（水）

回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に、ファックス又は電子メールにて回答します（様式第 1 号（説明会参加申込書）に記載されたファックス番号又は電子メールアドレスあて回答します。）

③ 申請書類の受付

受付期間：令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 9 月 22 日（月）まで

提出方法：「④問い合わせ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。

なお、持参の場合は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

郵送の場合は、令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時必着とします。

④ 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420－8601 静岡県静岡市葵区迫手町 9 番 6 号

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課（県庁東館 12 階西側）

電話：054－221－3492

ファックス：054－221－3493

電子メール：parks@pref.shizuoka.lg.jp

⑤ 第 1 次審査

実施時期：令和 7 年 10 月 6 日（月）

指定管理者選定委員会において、申請書類に基づき第 1 次審査を行います。結果は申請者全員に通知します。

⑥ 第 2 次審査

実施時期：令和 7 年 10 月 17 日（金）

ア プレゼンテーション及びヒアリング

指定管理者選定委員会において、第 1 次審査通過者によるプレゼンテーション及び同者に対するヒアリングを行います。

日時、場所、実施方法など詳細は、別途第 1 次審査通過者に通知します。

イ 優秀者の選定

指定管理者選定委員会で第 1 次審査通過者の評価を行い、優秀者 1 者を選定します。

⑦ 指定管理者の候補者の選定及び選定結果の通知

令和 7 年 11 月下旬

指定管理者選定委員会での優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選定します。指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに第 1 次審査通過者にお知らせするとともに、公表します。

⑧ 指定管理者の指定

令和 7 年 12 月下旬に県議会の議決を経て指定を行います。

⑨ 指定管理者との協定の締結

令和 8 年 3 月 31 日付けで協定を締結する予定です。

(2) 申請に関する事項

① 申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。個人での申請はできません。なお、次のいずれかに該当する法人等は、申請者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法の廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 15 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開

始の申立てがなされている者

ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生
手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手
続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再
生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 指定管理者選定委員会委員と資本面で関連がある者

② グループでの申請

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること（他
の法人等は、当該グループの構成員として扱います。）。

単独で申請した法人等は、他のグループ申請の構成員となることはできません。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

③ 申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は
全て申請者の負担とします。

グループ申請の場合は、ウの書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してく
ださい。提出部数は正本1部、副本19部です。

ア 申請書（様式第3号）

イ 事業計画書（様式第4号）

ウ 申請する法人等に関する書類

- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の
写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
- ・印鑑証明書
- ・団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- ・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近3年分）
- ・納税証明書（①ウに掲げる税目に係るもの。法人都道府県民税及び法人事業税に
ついては、主たる事務所のある都道府県及び静岡県（静岡県内に事業所等のある
場合）のもの。直近3年分。）
- ・役員名簿及び履歴書
- ・公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（実績が
ある場合）

エ グループの構成員を記載した書類（グループ申請の場合）

オ グループ協定書の写し（グループ申請の場合。様式第5号）

カ 委任状（グループ申請の場合。様式第6号）

④ 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- カ 県が支払う指定管理料について、事業計画書において、2 で示している上限額を超える提示をした場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

⑤申請書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で利用できるものとします。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後（令和7年12月下旬予定）、正本のみ申請者に返却します。

(3) 審査及び選定に関する事項

① 審査方法

指定管理者選定委員会が、申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査し、優秀者を選定します。

指定管理者選定委員会は、選定した優秀者を知事へ報告し、知事は報告に基づいて指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定管理者の指定はしません。

② 指定管理者選定委員会委員

指定管理者選定委員会委員は、次の表のとおりです。

氏 名	所 属・役 職
井口 義也	一般社団法人 日本公園施設業協会前専務理事
黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授
牛場 智	静岡大学 地域創造学環 教授
中西 健一郎	静岡産業大学 スポーツ科学部 教授
清水 裕子	大阪公立大学 特別研究員
杉原 賢一	杉原賢一税理士事務所 公認会計士
海野 智之	静岡県都市局長

なお、指定管理者候補者の公表までの間に、申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁じます。

(4) 選定基準及び審査項目・配点

選定基準及び審査項目・配点は、次のとおりです。

ア 団体の能力(10 点)		
団体の経営状況等		・業務の継続性や安定性が確保されると判断できる具体的な提案がなされているか。 ・安定性や妥当かつ長期的な経営方針はあるか。
施設の管理に関する基本的考え方		・公園の特性を明確に認識し、管理運営上の課題を十分に把握しているか。 ・静岡県営都市公園基本構想及び静岡県営都市公園経営基本計画に定める本公園の基本計画に沿った基本方針となっているか。 ・全ての都市公園に共通する機能である「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「安全・安心・快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取組を、重要な視点として取り込んだ基本方針となっているか。 ・施設の公共性を踏まえた基本方針となっているか。 ・現在の業務や過去の実績と関連があるなど、参加の動機付けが十分に認められるか。
イ 経営に関する計画等(10 点)		
収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等		・限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取組など、効率的な管理運営を行うための工夫があるか。 ・適切な利用料金設定と、効果的な減免が提案されているか。
ウ 組織体制に関する計画(12 点)		
管理運営体制		・各業務を確実に実施できる体制又はグループ構成となっているか。 ・必要なスタッフや専門的な能力を持つ職員が配置されているか。
職員の配置計画		・植栽・緑地の維持管理に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・建物、設備、運動施設、運動器具、遊具の維持管理、運営に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・運動施設の芝生の維持管理に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・施設の小修繕に対応できる技術や知識を有する人材を確保しているか。

	人材の育成計画	- 施設の運営や維持管理に必要な知識を習得するための研修など、適切な人材育成計画があるか。 - 日常業務の中で、施設の運営や維持管理に必要な知識を職員が獲得できる組織管理体制となっているか。
	接客、利用指導、苦情処理	接客、利用指導、苦情処理が適切に行われるか。
エ サービス向上、利用増進に関する計画(22 点)		
	イベント、広報計画、自主事業計画	- 公園特性に合った利用促進・誘致方策があるか。効果的な広報戦略があるか。 - 公園特性に合った実現可能な自主事業が提案されているか。また、過度に収益性を求めたものでないか。 - 自主事業の実施によって、優先使用調整への支障や、一般利用者の利用阻害のおそれはないか。
	利用者意見の反映等	- 供用日、供用時間等の設定は適切か。 - 施設の利用受付、調整、決定の方法は、公共性、公平性が確保されるか。 - 利用者の利便に配慮(ユニバーサルデザインへの対応を含む。)したものか。また、利用者ニーズの把握、管理運営への反映が適切に行われるか。
	地域団体等との連携	- 関係団体、地域住民やボランティア、地域団体、地元自治体等との連携方策は適切か。 - 指定管理者となることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取組、社会活動など、地域への貢献があるか。
オ 施設管理に関する計画(16 点)		
	施設等維持管理	- 建物、設備、運動施設、運動器具、遊具の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕、長寿命化対応等)。安全性及び必要な管理水準を確保できるか。 - 樹木・植物(運動施設の芝生を含む。)の維持管理方法、計画は妥当か。必要な管理水準を確保できるか。
カ 危機管理体制(10 点)		
	地震、火災等緊急時の対応	地震、火災等、災害発生時の対応方針及び事前の取組の方策は適切か。
	事故防止の取組及び発生時の対応	- 施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、適切な防止策を講じているか。 - 事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針は適切か。
キ 指定管理料(20 点)		

5 管理の基準

エコパにおける管理の基準は、以下のとおりとします。

(1) 有料公園施設の供用日及び供用時間に関する事項

有料公園施設の供用日及び供用時間は、少なくとも都市公園条例別表第1の2に定める供用日及び供用時間を満たすこととして、事業計画書で提案してください。

(2) 利用承認及び有料公園施設の使用調整

有料公園施設の優先使用及び一般使用の調整は、別紙3（小笠山総合運動公園有料公

園施設使用基準)を参考に行いますが、指定管理者は、有料公園施設の利用承認を行い、また、その取り消しを行うことができます。

(3) 行為の許可に関する事項

指定管理者は、都市公園条例第3条に規定する行為の許可及びその取り消しを行うことができます。

なお、都市公園条例第3条第1項第5号に規定する有料公園施設内の広告物の掲出又は表示については、屋外広告物法、静岡県屋外広告物条例、袋井市屋外広告物条例その他関係法令及び別紙1(有料公園施設内における広告物の取扱)の定めるところに従ってください。主な点は次のとおりです。

- ① 公園内では、原則として広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することはできません。
- ② ①にかかわらず、次の場合には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができます。

ア 自己の氏名、名称、店名、商標等を表示するため、自己の営業所、作業場等に基づいて適合して表示・設置するもの又は許可を受けて表示・設置するもの

イ 講演会、展覧会、音楽会等のため、会場の敷地内に表示・設置するもの

(4) 業務の委託

個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。

(5) 法令の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に例示する法令その他エコパの管理運営を行う上で必要な法令を遵守してください。

- ・都市公園法、森林法
- ・地方自治法及び同法施行令
- ・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・静岡県都市公園条例、静岡県都市公園条例施行規則
- ・個人情報保護法及び同法施行令
- ・消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

(6) 人員の確保と労働安全

- ① 指定管理者は、業務を遂行するために必要な人員を、直接雇用又は第三者からの派遣または出向等の方法(ただし、関係法令に反しない方法に限る。)により確保してください。なお、人員の確保にあたっては、労働関係法令を遵守し、適切な雇用・労働条件等の確保に配慮するよう十分留意してください。

- ② 指定管理者は不適切な労働環境が生じることを防止し、施設で提供する県民サービスの質の向上や利用者の安全確保のため、下記「静岡県における指定管理者制度導入施設の労働関係法令の遵守点検」に基づき、点検等を実施し、県へ報告する必要があります。

「静岡県における指定管理者制度導入施設の労働関係法令の遵守点検」

項目	内容	
対象施設	①指定管理者自己点検：指定期間の開始２年目の施設 ②県現地調査：指定期間の開始３年目の施設	
実施方法	厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断WEBサイト「スタートアップ労働条件」を利用する 【URL】 https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp	
点検の流れ	対応	時期
	①各指定管理者がWEB診断を実施	２年目の１０月
	②各指定管理者から県公園緑地課（施設所管課）に点検結果を報告	２年目の１１月
	③県公園緑地課が指定管理者の点検結果を確認	２年目の１２月
	④指定管理者から県公園緑地課に改善状況を報告	２年目の１２月
	⑤県公園緑地課が事務点検実施の際、改善状況を現地確認	３年目の６～７月
	⑥県公園緑地課から県行政経営課に点検結果・改善状況を報告	３年目の８月頃

(7) 個人情報の保護に関する事項

- ① 指定管理者は、エコパの管理に当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- ② 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

(8) 指定の取り消し等に関する事項

知事は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(9) 事業報告等に関する事項

① 年度計画書の提出

次の事項を記載した翌年度の年度計画書を、前年度の２月末までに県へ提出してください。ただし、令和８年度分については、協定締結後、すみやかに提出するものとします。

ア 収支計画

イ 施設維持管理計画

- ウ 施設運営計画
- エ その他知事が必要と認める事項

② 月次報告書の提出

毎月 10 日までに、次の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

- ア 施設利用状況
- イ 利用料金収入
- ウ 施設維持管理状況
- エ 施設運営状況
- オ その他知事が必要と認める事項

③ 事業報告書の提出

毎年度終了後 30 日以内に、次の事項を記載した年度事業報告書を県へ提出してください。また、毎年 10 月 20 日までに、中間事業報告書を県へ提出してください。

- ア 施設利用状況
- イ 利用料金収入
- ウ 施設維持管理状況
- エ 施設運営状況
- オ その他知事が必要と認める事項

④ その他報告書の提出

その他必要に応じて、県から管理運営状況についての報告書の提出を求めています。

⑤ 報告書の内容の調査

①から④までにより県へ提出された報告書の内容については、必要に応じて県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

⑥ 事業報告書等の公表

指定管理者から提出される年度計画書、月次報告書、事業報告書等については、必要に応じて県のホームページなどを通じて、公表することがあります。

(10) 随時状況の監視

県は必要に応じて、指定管理者の事務処理、現金の管理体制、施設の点検体制及び苦情対応等のサービス提供体制等について随時監査を実施します。当該監視に基づき県から指摘された事項については、合理的な範囲で改善措置を実施してください。

(11) 施設の利用受付・利用承認の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に現指定管理者が行った施設の利用申請・利用承認については、現指定管理者から引継いでください。

(12) 指定管理者による公園施設の設置

指定管理者が、自主事業を実施するため、又はエコパの利便性を増すため、園内に公園施設を設置する場合は、県から都市公園法に基づく公園施設設置管理許可を得る必要があります。許可された場合は、「10(イ)自主事業に必要な手続、使用料等」に従い、県に対して使用料を支払ってください。

事業計画書において提案された公園施設のうち、県が適当と認めるものは、指定期間開始時に一括して許可します。

公園施設を設置する場合には、次の点に留意してください。

- ① 設置する公園施設は、指定期間終了後に撤去可能なものとしてください。大規模な恒久施設は、許可しません。
- ② 設置及び撤去にかかる費用は、指定管理者が負担することになります。
- ③ 新たな体育施設や遊具を設置しようとする場合は、事業計画書において、その施設が基本計画に定めるエコパの設置目的、役割・位置付けに沿った種類、構造であること、安全性が十分に確保された施設であることを説明してください。
- ④ 飲食施設、物販施設、宿泊施設を設置する場合は、エコパの利用者を対象とした規模、施設内容としてください。エコパを利用しない飲食、購買又は宿泊のみが目的の客を誘致する施設の設置はできません。
- ⑤ アルコール類の販売は可としますが、アルコール類の販売を中心とする施設の設置はできません。

(13) 陸上競技場公認検定等に必要な工事のための施設使用制限

静岡スタジアムは国際陸上競技連盟 IAAF CLASS2 施設認証及び日本陸上競技連盟第1種公認陸上競技場、補助競技場は第3種公認陸上競技場となって IAAF CLASS2 の施設認証が令和9年2月で期限切れとなるため、公認認定のために、令和7年度に工事を実施します（以後、5年ごとの更新）。

公認要件を満たすための修繕を公認検定当該年度に実施することが想定されます。修繕に係る工事費用は、県が負担することとなりますが、工事期間中は競技場の使用が制限されることとなります。県が支払う指定管理料の算定にあたって、静岡スタジアム及び補助競技場に6か月程度使用できない期間があることを前提としてください。なお、人工芝グラウンドの検定については、指定管理者が公認の継続を必要とした場合は、指定管理者が検査や検定等公認に係る費用を支払うものとします。

(14) 災害時における県及び袋井市による公園施設の使用

県内部の取り決め及び県と袋井市の取り決めにより、県及び袋井市は、災害時に、公園施設の一部を防災拠点ヘリポート、広域物資拠点、広域医療搬送拠点、避難地、避難所として使用できることとなっています。この場合、県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置された時点で、これらのための使用が優先されるものとします。これらのための使用の期間が合理的なものであるかぎり、公園施設の使用が制限されることに伴う補償はありません。

施設名	利用用途	根拠
静岡スタジアム P3、P4、P8、P9、P10、P11、P12 多目的広場 芝生広場 1、2 グラウンド 1、2、3 他	広域物資輸送拠点 ヘリベース 通信接続拠点	災害時等における県営都市公園の使用に関する覚書(令和 2 年 3 月 12 日、静岡県交通基盤部長・静岡県危機管理部長)
静岡スタジアム P1～P7、P9	一時集結地	
西第 1 駐車場	避難地 緊急物資集積場所	小笠山総合運動公園の避難地使用等に関する覚書(平成 22 年 3 月 31 日、静岡県知事・袋井市長)
静岡アリーナ・補助体育館	避難所	

(15) エコパ建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理

エコパ建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理については、別紙 4 (小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理に関する協定書) により、県及び中部電力㈱で扱いを定めています。この協定書中、県が実施することとなっている補修作業の県と指定管理者の業務区分及び全額県が負担することとなっている補修作業並びに緊急作業に要する費用についての県と指定管理者の負担区分は、別紙 2 (県及び指定管理者の業務区分表) の「施設管理」の「施設・設備補修」の区分によるものとします。

(16) 国からの貸付条件による使用料について

県は、エコパ用地の一部 (22,606.18 m²) について、国から無償貸付を受けていますが、営利を目的とした興行 (プロスポーツ、有料コンサート、歌謡ショー及び有料で行われるこれらに類する興行) が年間 30 日間以上、行われた場合には、貸付契約条件により、国は、興行により使用した面積について、使用期間に係る使用料相当額を徴収できることとなっています。当該使用料相当額は、指定管理者が自らの負担で支払うものとします(令和 6 年度徴収額は、6,182 円)。

(17) 大規模大会への対応について

小笠山総合運動公園は、アジア競技大会(令和 8 年)及び、日本スポーツマスターズ(令和 9 年)、国民スポーツ大会(令和 10 年)会場として内定しています。これらの大規模大

会の開催に伴い、施設改修や競技会場としての施設運営及び警備対策や輸送対策等に関する諸業務が発生するため、主催者及び県に協力してください。

6 指定管理者が行う業務の範囲

エコパにおける指定管理者の業務の範囲は、別紙2「小笠山総合運動公園に係る県及び指定管理者の業務区分」によるほか、以下のとおりです。

- (1) 小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準に基づく優先使用及び一般使用の調整
- (2) 有料公園施設の利用承認に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務
- (4) 利用料金の設定及び収受に関する業務（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する）
- (5) 本県スポーツの主役にふさわしい国際大会、全国大会、県大会等の誘致
- (6) 指定管理者の持つノウハウを活用したイベントやスポーツ教室などの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進
- (7) 行為の許可に関する業務
- (8) 都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収
- (9) その他都市公園条例別表第3に掲げる業務

7 業務の基準

(1) 管理運営方針

エコパの管理運営は、静岡県営都市公園基本構想（令和6年4月改訂）（以下、「基本構想」という。）及び静岡県営都市公園経営基本計画第5期（令和6年4月）（以下、「基本計画」という。）に定めるエコパの基本計画に基づき行っていただきます。

また、全ての県営都市公園に共通した機能として、「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「安全・安心・快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取組を、重要な視点として取り組んでいただきます。（基本計画2頁 戦略展開の方向性と戦術）

(2) 基本計画に定める経営努力目標の扱い

基本計画に定める経営努力目標の扱いは、次のとおりです。

① 年間利用者数

- ・事業計画書の内容は、令和10年度に年間利用者数が112万人以上（うち有料公園施設：97.6万人）を達成することを前提としたものとしてください。その他の年度については、合理的な目標設定に基づいたものとしてください。
- ・目標数値の達成度は、「13事業評価」の評価項目のひとつとなります。

② アンケート調査結果による利用者満足度

- ・指定管理者は、この目標数値（4.6）以上の利用者満足度があるように努めなければなりません。

- ・外部評価アンケート調査は、毎年度実施してください。この結果は、「13 事業評価」の評価項目のひとつとなります。
- ・外部評価アンケート以外にも、来園者の利用動向や意向・意見等を把握して、今後の公園の管理運営に資するために、独自のアンケート調査を実施してください。

(3) 管理運営業務について求める水準

① 管理運営基準

管理運営業務について、求める水準は、別添「小笠山総合運動公園における管理運営業務の基準」によります。

② ボランティアとの連携

管理運営業務を行うにあたっては、必ずボランティア（交通費や少額の謝金の支払いを伴う場合を含む。）との連携を図ることとしてください。ボランティアが活動する業務の範囲やボランティアの人数は問いません。事業計画書において連携計画を示してください。

8 利用料金制度

(1) 利用料金制度について

都市公園条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金（有料公園施設利用料金及び行為の許可に係る利用料金）を定めることができます。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

また、都市公園条例の一部改正に伴い、令和8年4月1日以降の有料公園施設及び附帯施設の利用料金の上限額が改正されましたので御注意ください。

(2) 利用料金の減免に関する事項

① 必ず利用料金を減免する事項

次の場合には、必ず利用料金の減免をしてください。

ア 高齢者、障害のある人等に対する減免

a 減免対象となる利用料金

有料公園施設	減免対象となる利用料金
静岡スタジアム	都市公園条例別表第4の2の(5)のアの表専用で使用しない場合の利用料金
補助競技場	都市公園条例別表第4の2の(5)のイの表専用で使用しない場合の利用料金
投てき練習場	都市公園条例別表第4の2の(5)のウの表専用で使用しない場合の利用料金
トレーニングルーム	都市公園条例別表第4の2の(5)のキの表の利用料金

b 対象者

(a) 年齢満70歳以上の者（以下「高齢者」という。）

(b) 障害者基本法第2条に規定する障害者で次に掲げる者

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長から

療育手帳の交付を受けている者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に定める医療受給者証又は同法第28条第2項に基づく指定難病の患者であることの証明書の交付を受けている者

(c) (b)に掲げる者（以下「障害のある人」という。）に現に付き添って介護している者（以下「介護者」という。）。ただし、当該障害のある人1人につき介護者が2人以上いるときは、いずれか1人に限る。

c 減免額

区 分	減免する額
高齢者	減免対象となる利用料金の全額
障害のある人	減免対象となる利用料金の全額
介護者	減免対象となる利用料金の全額

d 減免する日

指定期間の全日

イ 県民の日の減免

減免対象となる利用料金

有料公園施設	減免対象となる利用料金
トレーニングルーム	都市公園条例別表第4の2の(5)のキの表の利用料金

b 対象者

トレーニングルームの利用者全員

c 減免する日

毎年8月21日（県民の日）又は同日近辺の1日又は複数日

d 減免額

減免対象となる利用料金の全額

ウ トレーニングマシン設置に係る減免

a 減免対象となる利用料金

有料公園施設	減免対象となる利用料金
附帯設備及び器具	都市公園条例別表第4の2の(5)のケの(ア)の表の「大会運営室3」の利用料金

b 対象者

静岡県教育委員会

c 使用目的

トレーニングマシンの設置及びその使用

d 減免する日

指定期間の全日

e 減免額

減免対象となる利用料金の全額

エ 災害その他緊急時及び防災訓練時の減免

a 減免対象となる利用料金

使用する施設に係る有料公園施設利用料金

b 対象となる場合

災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合又は防災訓練のために使用する場合で、県が指定管理者に指示した場合

c 減免する日

b の場合に使用する日

d 減免額

減免対象となる利用料金の全額

② 指定管理者の裁量で利用料金を減免できる場合

指定管理者は、静岡県都市公園条例施行規則第5条の7に該当するとき（減免がエコパの利用の促進に資すると指定管理者が認めた場合）は、利用料金の減免をすることができます。

③ 減免額相当分の扱い

①のアからウまでの場合の減免額相当分は、指定管理料に含まれているものとし、指定管理者は別途県に対して費用の請求をできません。

①のエの場合の減免額相当分は、減免する期間が合理的な範囲である限りは、指定管理者は県に対し費用の請求をできないものとしませんが、期間が長期にわたる場合については、別途県と協議するものとしします。

②の場合の減免額相当分について、県は補填をしません。

9 使用料の徴収

都市公園法第5条及び第6条の許可にかかる使用料等は、利用料金とは別に県の収入となります。この使用料については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、指定管理者に徴収を委託することとし、協定書に徴収委託の項目を定めます。

10 自主事業に関する事項

ア 自主事業とは

自主事業とは、指定管理者が自ら公園施設を使用して行う事業（イベント、講習会、飲食提供、物販等）で、一般使用受付によらないものをいい、次に掲げるものがあります。自主事業の収支等は指定管理事業とは区分けをして実績の管理を行い、県への報告が必要です。

（ア）有料自主事業 … 都市公園条例で定める利用料金以外の料金を徴収したり売上金を得る事業（イベント、物販等）

(イ) 無料自主事業 … 有料自主事業以外の自主事業（講習会等において資料代等の実費のみを徴収する場合を含む。）

イ 自主事業実施に必要な手続、使用料等

有料公園施設における自主事業	有料公園施設本来の使用（都市公園条例別表第4に定める利用料金徴収の対象となる使用）		有料自主事業		・使用は指定管理者の裁量。県営都市公園有料公園施設使用基準を参考に行う。 ・当該使用にかかる利用料金相当額は、県への納入金算定の基礎に加える（有料自主事業に限る）。
			無料自主事業		
	上記以外の使用（売店ブース、喫茶コーナー、ロビー等において物販、飲食提供、展示等を行なう場合）		有料自主事業	常設	・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料を県に納入する。
				臨時	・行為の許可を要する行為に該当するため、他団体同様に指定管理者として利用団体（指定管理者団体）へ他許可手続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算定に加える。
			無料自主事業	常設	・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料は県の判断により、公園運営に必要な事案は減免可能。
				臨時	・行為の許可を要する行為に該当するため、他団体同様に指定管理者として利用団体（指定管理者団体）へ他許可手続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算定に加える。 ・利用料金は指定管理者の判断とするが、減免可能。
有料公園施設以外における自主事業	有料自主事業	常設	・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料を県に支払う。		
		臨時	・行為の許可を要する行為に該当するため、利用料金相当額は、県への納入金の算定に加える。		
	無料自主事業	常設	・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料は減免可能とする。		
		臨時	・行為の許可を要する行為に該当するため、他団体同様に指定管理者として利用団体（指定管理者団体）へ他許可手続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算定に加える。 ・利用料金は指定管理者の判断で、減免可能。		

- (注) 1 「県への納入金」とは、「3 県への納入金」に規定する県への納入金をいいます。
- 2 施設(建物や敷地)を有料にするなど、単に場所や施設を貸すだけの有料自主事業を行うことはできません。ただし、地域との連携（近隣施設のイベント時に駐車場を貸すなどの場合）等のために行なうもので、県との協議が整ったものについては、行うことができます。
- 3 有料公園施設への売店出店については、指定管理者の自主事業より興行主の出店が優先されます。
- 4 自主事業の内容は、事業実施計画で提案を求めますが、年度ごとに随時見直しを出るものとします。

ウ 自主事業の範囲

自主事業の実施にかかる経費(人件費、光熱水費、広告費等)は、指定管理料による支出の対象外となります。

当該施設の効果的利用や県民の福祉サービス等の促進に寄与する目的で実施する自主事業は積極的に取り組んでください。

なお、自主事業の収益を指定管理事業に活用することができます。

11 ネーミングライツの導入について

ネーミングライツを導入した場合、県とネーミングライツパートナーとの契約に基づき、看板やホームページ、チラシ等に愛称を表示するため、指定管理者も愛称を使用してください。また、公園利用者等への愛称の普及に努めてください。

12 リスク管理及び保険加入等に関する事項

(1) 指定管理者は、別紙「小笠山総合運動公園における管理運営業務の基準」などを参考に、利用者の安全確保を最優先とした管理を行ってください。

なお、事故、火災等の発生による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵の場合は、原因の程度に応じ県によるものとします。なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

(2) 施設の特性を踏まえて、どのようなリスクに対応する保険が必要なのか検討し、必要な保険に加入してください。この場合、加入する賠償責任保険には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者がエコパの管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

② 不可抗力による場合

災害その他の不可抗力による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

13 事業評価

事業の適正な実施に関する事項の業務状況を確認するだけでなく、業務自体が公園の設置目的の達成に貢献しているかを客観的に評価するため、外部評価制度による事業評価を行い公表します。

なお、「7 業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は指定期間中でもその指定を取消すことができます。

14 利用者の苦情・意見への対応

7 (2)②のアンケート調査のほか、常に利用者の苦情や意見を受け付ける制度及び体制を確保してください。また、これらの苦情や意見については、可能な限り指定管理業務の改善に繋げてください。

15 静岡県都市公園懇話会の提言の尊重

静岡県都市公園懇話会（県営都市公園の運営に関する基本方針その他重要事項について学識経験者等から構成される委員が審議する静岡県交通基盤部長の諮問機関）の行う提言については、できる限り尊重してください。

16 業務の引継ぎについて

(1) 協定締結前の現指定管理者からの引継ぎ

選定委員会により指定管理者候補として選定された団体は、選定時から令和8年4月1日の管理開始までの間、速やかに現指定管理者との業務の引継ぎ作業に移ることが出来るよう、必要な人員や適切な体制の整備をしてください。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら現指定管理者と引継ぎを実施してください。

① 施設の利用承認の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に現指定管理者が行った施設の利用承認については、現指定管理者から引き継いでください。

② 施設の利用受付の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に現指定管理者が受付けた施設の利用申請については、現指定管理者から引き継いでください。

③ 指定期間開始前に現指定管理者が発行した有料公園施設の利用回数券

指定期間開始前に現指定管理者が発行した有料公園施設の利用回数券は、指定期間開始後も有効とします。この場合において、利用回数券による利用に係る料金相当分の費用を、別途県に対して請求することはできません。

(2) 指定期間終了等に伴う業務の引継ぎ

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、公園施設を指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、それぞれの責任者同士の直接面談等により円滑かつ確実に引継ぎを行うとともに、必要なデータ等についても提供してください。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら次期指定管理者と引継ぎを実施してください。

(注) 本募集要項において使用されている用語は、次のとおり意味です。

- (1) 「公園施設」とは、都市公園法第2条第2項に定義された公園施設を指します。
- (2) 「有料公園施設」とは、静岡県都市公園条例第6条の3第1項に定めるものを指します。
- (3) 「行為の許可」とは、静岡県都市公園条例第3条第1項及び同条第3項に定める許可を指します。
- (4) 「有料公園施設利用料金」とは、それぞれ、静岡県都市公園条例第11条第2項の定めるところに従い、都市公園条例別表第4「2 有料公園施設」に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた利用料金を指します。
- (5) 「行為の許可に係る利用料金」とは、都市公園条例第11条第2項の定めるところに従い、都市公園条例別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた利用料金を指します。
- (6) 「利用料金」とは、有料公園施設利用料金及び行為の許可に係る利用料金を指します。
- (7) 「使用料」とは、都市公園条例別表第2に定める使用料を指します。
- (8) 「公園施設（設置）管理許可」とは、都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の（設置）管理許可を指します。

(別紙 1)

有料公園施設内における広告物の取扱

(目的)

第 1 この取扱は、静岡県都市公園条例(昭和38年静岡県条例第22号。以下「条例」という。)第 3 条第 1 項第 5 号の規定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する広告物(以下「広告物」という。)とは、次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 有料公園施設を利用して開催される競技会などの行事の際に、当該施設内において一時的に掲出又は表示されるもの
- (2) 不特定の入場者に対して、掲出又は表示されるもの
- (3) 専ら企業の名称、商品その他これらに類するものを広告宣伝する目的で、掲出又は表示されるもの
- (4) 看板、横断幕、広告塔その他これらに類するものに掲出又は表示されるもの

2 次に掲げるものについては、前項の広告物に該当しないものとする。

- (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第 5 条の許可を受けた公園施設の設置者若しくは管理者の名称、商標等又は当該施設における自己の営業の内容を表示したもの
- (2) 法第 6 条の許可を受けた者が、管理上の必要に基づき、自己の名称等を表示したもの
- (3) 寄贈物件に表示される寄贈者名等
- (4) 行事用の備品・器具等に表示される企業名等
- (5) 有料公園施設の利用承認を受けた者が、当該施設内で行事案内のために表示する周知広告物(第 4 に定める基準に適合するものに限る。)
- (6) 報道のために表示する報道機関名等

(許可の基準等)

第 3 広告物の掲出又は表示の許可(以下「広告許可」という。)の要件は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等に関する法令の規定に違反していないこと。
- (2) 公衆に対する危害を及ぼすものではないこと。
- (3) 公園の施設管理上支障がないこと。
- (4) 広告物の構造により、施設本来の機能を損なわないこと。
- (5) 大会、催事等の運営に支障がないこと。
- (6) 公園施設の設置の趣旨に反しないものであること。
- (7) 有料公園施設の外部から見えないものであること。

2 広告許可を受けることができる者は、有料公園施設の利用承認を受けて当該施設を利用する者に限るものとする。

3 広告物を掲出又は表示できる期間は、有料公園施設の利用承認を受けた期間以内とする。

(周知広告物の基準)

第4 第2の2(5)に規定する周知広告物の基準は、次のとおりとする。

区 分	内 容
表示目的	行事名、大会等の標語、開催期間、開催場所、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名、出場選手名、出場チーム名のいずれかの表示を目的とすること。
表示方法	主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名を表示するときは、行事名と併記して表示され、文字の大きさは行事名と同じか、又はより小さいものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは周知広告物とみなす。

大会旗、国旗（万国旗）、県旗、市町村旗、校旗、主催者又は競技会参加者の団体旗又は社旗、ゼッケン、ユニフォーム、テント、案内表示板など

(利用料金)

第5 条例別表第6に規定する利用料金の算定基準は、次のとおりとする。

区分	算定基準
大型映像装置による広告	原則として広告が表示されている表示時間の合計
その他の広告物	原則として広告が掲出又は表示されている広告物表示面の表面積全体の合計

別紙 2 小笠山総合運動公園に係る県及び指定管理者の業務区分表

業務区分	業務内容	管理区分		摘 要
		静岡県	指定管理者	
施設管理	樹木・植物管理		○	献木によりエコパ花の郷内に植栽された樹木の管理を含む（枯れた献木の植え替えは献木者が行う）
	施設管理	建築基準法第 12 条に基づく点検	○	
		建築物、工作物の維持管理・警備等	○	
		橋梁の点検	○	指定管理期間内に 1 回、橋梁点検を実施
	設備管理	建築基準法第 12 条に基づく点検	○	
		設備及び器具の保守点検・巡視等	○	大型映像装置の運用に係る電波利用料の納付を含む 中央監視設備、照明制御設備、監視カメラ等の無停電電源装置交換作業を含む
		消火器・消火用ホースの耐圧性能試験・交換	○	交換した場合の所有権は県に帰属
	施設・設備補修	小規模補修	○	1 箇所 1 工種 3 0 万円未満の補修
		塗装工	○	指定管理期間内に 1 回以上、ベンチや四阿等の木製工作物の保護塗装（必要に応じ高圧洗浄を実施）及び屋外工作物における支柱地際部の防食性を高める保護塗装を実施 施工範囲については、県と協議
		大規模補修	○	△ 1 箇所 1 工種 3 0 万円以上の補修（県との協議が整ったもの）
	施設整備	建築物、工作物の新築、増改築等	○	事業計画書で提案したものの 中で、県が認めたもの
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け（無償）	○	
		貸付備品の管理、修理	○	1 件 3 0 万円未満の修理は指定管理者実施。
		現在ある県有備品の更新（パソコン、パソコン周辺備品、A E D 及び消火器を除く）	○	県との協議が整ったもの パソコン、パソコン周辺備品、A E D 及び消火器の更新は指定管理者
		備品の新規購入	○	指定管理料で購入した備品の所有権は県に帰属 自主事業収入で購入した自主事業に係る備品の所有権は、指定管理者に帰属
		貸付消火器の耐圧性能試験、交換	○	交換した消火器の所有権は県に帰属
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等の体制、その他危機管理体制の整備	○	

	公園施設設置・管理許可	都市公園法第5条第1項による公園施設設置・管理許可	許可	許可申請受付	申請があったときは、指定管理者は県へ進達する。県が許可をするにあたって、指定管理者は意見を述べることができる。
		許可に係る使用料の収受	収受	代行徴収	
	占用許可	都市公園法第6条第1項又は第3項による占用許可	許可	許可申請受付	
		許可に係る使用料の収受	収受	代行徴収	
	行為の許可	静岡県都市公園条例第8条の7第2項の規定により行う同条例第3条第1項又は第3項の許可		○	
		許可に係る利用料金の徴収、収受		○	
施設運営	利用承認	有料公園施設の利用承認（静岡県都市公園条例第8条の7第2項の規定により行う同条例第6条の3第3項の承認）		○	
		承認に係る利用料金の徴収、収受		○	
	利用受付	有料公園施設以外の施設（芝生広場、グラウンド等）の利用受付		○	
	施設運営	有料公園施設（静岡スタジアム、補助競技場、投てき練習場、多目的運動広場、静岡アリーナ、補助体育館、トレーニングルーム、人工芝グラウンド）、ピオトープ、芝生広場、グラウンド、ふれあいの森散策道、駐車場等		○	
	利用案内	施設の利用案内、利用指導		○	
	備品貸出	備品の貸出		○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
事業運営	利用促進	指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○	
県有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○		
	台帳の調整、管理	公園台帳、財産台帳の調整、管理	○		
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○		
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持、保全		○	

小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準

〔 令和 7 年 8 月 18 日 第 94 号 〕
静岡県交通基盤部都市局長通知

小笠山総合運動公園の有料公園施設の使用の受付については、下記のとおりとする。

1 優先使用受付

(1) 受付施設

- ・静岡スタジアム
- ・補助競技場
- ・投てき練習場
- ・静岡アリーナ
- ・人工芝グラウンド
- ・補助体育館

(2) 受付方法

受 付 対 象	4 月 1 日から 3 月 31 日までの使用希望
仮受付期間	12 月 1 日から 12 月 27 日まで
調 整	1 月 4 日から 1 月 20 日まで
決 定	1 月下旬

(3) 優先団体

- ア 静岡県、県教育委員会、県スポーツ協会とその傘下の種目別競技団体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県野球協会、県野球連盟及び県が優先使用させる理由があると認める団体
- イ 県内を総括する産業別・業種別の団体（県大会以上の大会開催のときにのみ該当）
- ウ 大学等（県大会以上の大会開催のときにのみ該当）
- エ 県内市町・県内市町教育委員会、県内市町スポーツ（体育）協会とその傘下の種目別競技団体

(4) 優先対象となる大会等及び優先順位

優先団体が行う次に掲げる大会等を優先対象とし、優先順位はそれぞれに付されたとおりとする。

- 第 1 国際大会、全日本選手権大会、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国健康福祉祭の試合等
- 第 2 国際親善試合
- 第 3 プロ野球・プロサッカーの試合等及び大規模イベント等
- 第 4 全日本選手権大会、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国障害者スポーツ大会の地区予選大会等（例：東海地区大会、中日本大会等）、エコパ近隣市の公式行事及び催事等
- 第 5 全日本選手権大会、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、全国障害者スポーツ大会の県予選大会等
- 第 6 県選手権大会、県スポーツ祭、県健康福祉スポーツ大会等
- 第 7 全国・全県対象のスポーツ競技選手・審判の技術振興や防災活動の講習会・練習会等

- 第8 県選手権大会、県スポーツ祭、県健康福祉スポーツ大会等の地区予選大会等
- 第9 (3) のイ及びウに掲げた団体が主催する大会
- 第10 (3) のエに掲げた団体の選手権大会
- 第11 (3) のアに掲げた団体が主催する全県対象の公式大会(年齢別大会、記念大会等)
- 第12 大会規模、内容及び公益性から第11に準ずる大会として、知事との協議が整った大会等

(付記)

ア 全国高等学校選手権・中学校選手権は、全日本選手権大会と同順位とする。

イ 大規模イベントとは、次の表に掲げるものをいう。

施設名	大規模イベント
静岡スタジアム	スタジアム本体施設を使用したコンサート、ショー、展示会、催事、集会等
補助競技場	静岡スタジアムに準ずる
投てき練習場	静岡スタジアムに準ずる
静岡アリーナ	アリーナ面半分以上を使用したコンサート、ショー、展示会、催事、集会等
補助体育館	静岡アリーナに準ずる

ウ 指定管理者は、優先使用の決定後すみやかに、決定結果及び調整過程を県に報告すること。

2 自主事業

自主事業とは、指定管理者が自ら公園施設を使用して行う事業(スポーツ教室、イベント等)で、優先使用受付又は一般使用受付によらないものをいう。

有料公園施設における自主事業は、次の表に掲げる各施設の区分ごとに、優先使用決定時点における一般使用可能コマの半数以内のコマにおいて行なうことができる。

施 設 名		区 分	
静岡スタジアム	ピッチ	平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
	トラック	平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
補助競技場	ピッチ	平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
	トラック	平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
投てき練習場		平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
多目的運動広場		平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
静岡アリーナ		平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	
人工芝グラウンド		平日	
		土曜日、日曜日、祝日及び休日	

補助体育館	平日
	土曜日、日曜日、祝日及び休日

(注)

ア 「コマ」とは、次の表に掲げる単位をいう。

施設名	コマ
静岡スタジアム 補助競技場 静岡アリーナ 人工芝グラウンド 補助体育館	午前 8 : 30 ~ 12 : 30
	午後 13 : 00 ~ 17 : 00
	夜間 18 : 00 ~ 21 : 00
投てき練習場 多目的運動広場	午前 8 : 30 ~ 12 : 30
	午後 13 : 00 ~ 17 : 00

イ 「一般使用可能コマ」とは、次に掲げるコマ以外のコマをいう。

(7) 施設整備（芝の養生、施設点検等）のために必要なコマ

(4) 優先使用が決定したコマ

3 一般使用受付

優先使用及び自主事業の決定後、専用の一般使用受付を行う。

(1) 静岡スタジアム、静岡アリーナ、補助体育館

ア 抽選による一般使用受付

抽選申込	利用月の3か月前の1日から15日まで
抽選	利用月の3か月前の15日

※ 静岡スタジアムのピッチについては、芝生の育成状況等を考慮し、別途使用を受け付けることができる。

イ 先着順による一般使用受付

利用申込	利用月の3か月前の16日から利用日前日まで
------	-----------------------

(2) 補助競技場、投てき練習場、多目的運動広場、人工芝グラウンド

ア 抽選による一般使用受付

抽選申込	利用月の3か月前の1日から15日まで	静岡県施設予約システム「とれるnet」による受付
抽選	利用月の3か月前の15日	
抽選結果の確認・当選の確定	利用月の3か月前の17日から25日まで	

イ 先着順による一般使用受付

利用申込	利用月の3か月前の26日から利用日前日まで	静岡県施設予約システム「とれるnet」による受付
------	-----------------------	--------------------------

(注) 静岡県施設予約システム「とれるnet」とは、インターネットを利用して県施設の予約を行うシステム。

4 専用で使用しない場合

静岡スタジアム、補助競技場、投てき練習場及び補助体育館において専用で使用しない場合の使用の受付は、専用で使用する場合の支障にならない範囲で行う。

5 その他

(1) 指定管理者は、静岡県施設予約システム「とれるnet」を利用しないこと

もできる。

(2) 指定管理者は、県の承認を得て、次に掲げる事項を変更することができる。

ア 1 (2) の受付対象、仮受付期間、調整時期、決定時期

イ 3 の抽選申込期間、抽選時期、抽選結果の確認・当選の確定時期、利用申込期間（静岡県施設予約システム「とれるn e t」を利用する場合は、変更できる内容について制限がある場合がある）

附 則

この基準は、平成 20 年 11 月 7 日より施行する。

附 則

この変更は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この変更は、令和 7 年 8 月 18 日より施行する。



小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した
特別高圧送電線路施設の保守管理に関する協定書



小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は平成9年8月19日付けで締結した「電気工作物移転補償契約書」第8条第2項に基づき、小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理業務の委託について、次のとおり協定する。

なお、平成14年11月15日付で締結した「小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守管理に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

（財産区分）

第1条 甲及び乙の財産区分は、別紙1のとおりとする。

（保守管理業務の委託）

第2条 甲の管路設備（マンホール、管路）の保守管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託の範囲）

第3条 甲の管路設備（マンホール、管路）のうち乙が保守管理業務を受託する範囲は次のとおりとする。

乙の受託：No.1 からNo.12 までのマンホール及びその間の乙使用の管路

（委託業務の内容）

第4条 保守管理業務の委託内容については、甲と乙の間で、平成18年8月2日付で締結した「小笠山総合運動公園建設に伴い地中化した特別高圧送電線路施設の保守申合せ書」のとおりとする。

（管路設備使用料との相殺）

第5条 管路設備（マンホール、管路）の使用料は、乙が行う保守管理業務費用と相殺する。

(補修作業)

第6条 乙による、日常の保守管理業務（巡視、点検及び第三者の掘削作業等による立合）において、甲の所有する設備の異常を発見した場合は、原則として甲がその補修作業を実施するものとし、その細部については、甲は乙と協議するものとする。

2 前項の緊急作業に要する費用は、全額甲が負担するものとする。

(緊急作業)

第7条 甲の所有する設備が自然災害等により、緊急作業をする必要が生じた場合は、乙は直ちに実施し、遅滞なく甲にその旨を連絡するものとする。

2 前項の緊急作業に要する費用は、全額甲が負担するものとする。

(安全の確保)

第8条 乙は、委託業務実施にあたっては諸法規を遵守し、労働災害の絶無に努めるものとする。

2 委託業務遂行上発生した災害については、全て乙が自己の負担で処理するものとする。

(協定の有効性)

第9条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも協定を延長しない旨の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協定の変更又は解除)

第10条 この協定は、有効期間中であっても甲乙合意のうえ、変更又は解除することができるものとする。この場合、変更又は解除の3ヶ月前までに相手方に申し入れを行うものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲乙各々記名捺印して、各自その1通を保有する。

平成22年4月 / 日

静岡市葵区追手町9番6号

甲 静岡県知事

川 勝 平 太



静岡市葵区本通二丁目4番地の1

乙 中部電力株式会社

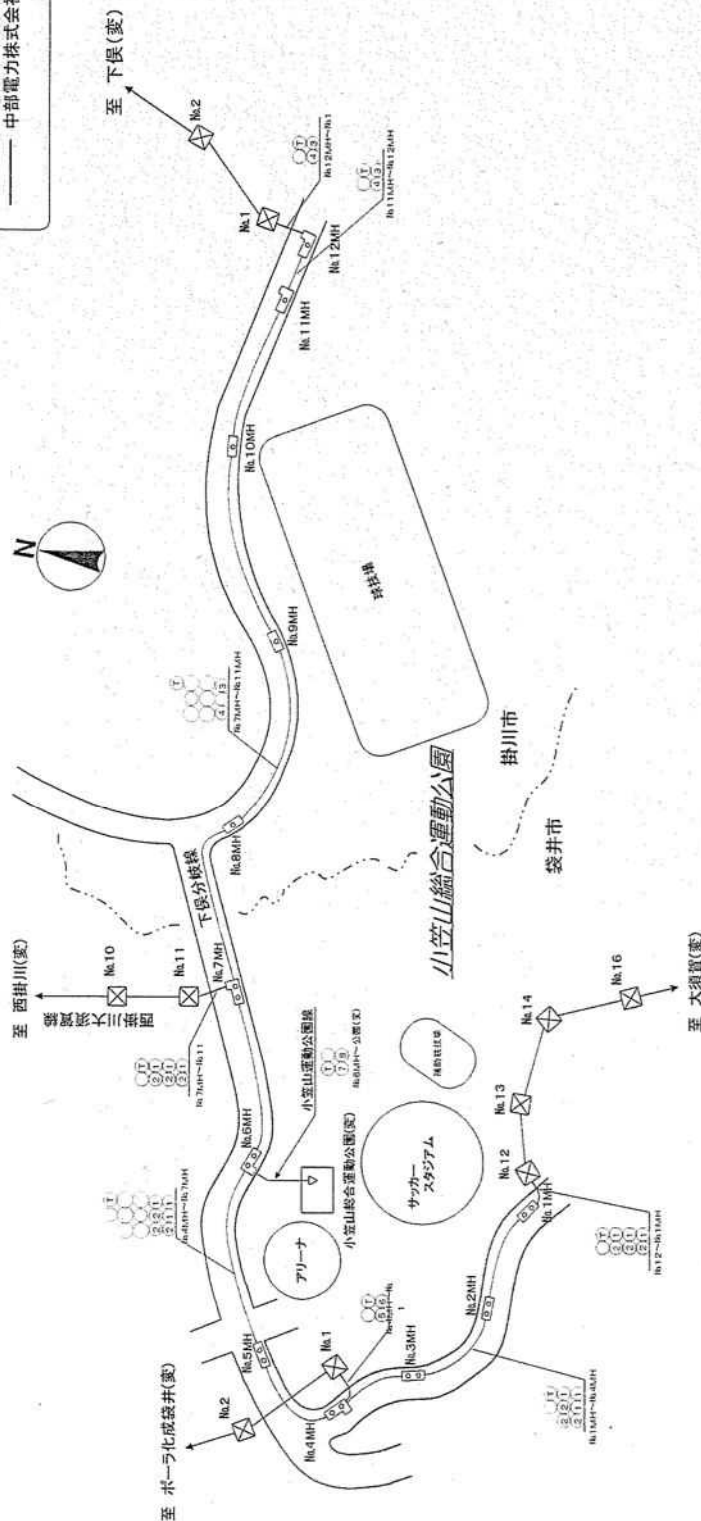
常務執行役員静岡支店長

竹 尾



小笠山総合運動公園 特別高圧送電線路施設の財産区分

凡例
 —— 静岡県(甲)
 —— 中部電力株式会社(乙)



【財産区分】

設備	財産区分	静岡県(甲)	中部電力(乙)
マンホール		○	
管路 (マンホール～マンホール間)		○	
管路 (マンホール～鉄塔間)			○
送電ケーブル			○
鉄塔			○

線路番号	線路名
①	西掛川大須賀線 1L
②	西掛川大須賀線 2L
③	下俣分岐線 1L
④	下俣分岐線 2L
⑤	ポーラ化成送井線 1L
⑥	ポーラ化成送井線 2L
⑦	小笠山運動公園線 1L
⑧	小笠山運動公園線 2L
T	通信線

(様式第 1 号)

申込期限： 9 月 2 日 (火) 午後 5 時まで

小笠山総合運動公園指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

法人（団体）名		
参加者氏名 （ 2 人以内）		
連絡先	担当者氏名	
	担当者所属	
	電話番号	
	ファックス番号	
	電子メールアドレス	

※募集に関する質問に対する回答（募集要項 12(2)）は、上記ファックス番号又は電子メールアドレスに送付するので、必ず記入してください。

(様式第2号)

受付期間：現地説明会開催日～9月16日(火)
午後5時まで

小笠山総合運動公園指定管理者募集に関する質問書

資	料	名		頁	
項		目			
質	問	内	容		
質 問 者	法人（団体）名				
	担 当 者 所 属				
	担 当 者 氏 名				
	電 話 番 号				
	ファックス番号				
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス				

※質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

※質問事項は、この用紙1枚につき1件とします。

(様式第 13 号)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

㊞

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

次の都市公園の管理に関する業務を行いたいのので、静岡県都市公園条例第 8 条の 8 第 1 項の規定により申請します。

1 都市公園の名称

2 添付書類

(1) 事業計画書 (様式第 4 号)

(2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の
移し (代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し)

(4) 印鑑証明書

(5) 団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類

(6) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (直近 3 年分)

(7) 納税証明書 (①ウに掲げる税目に係るもの。法人(都)道府県民税及び法人事業税
については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県(静岡県内に事業所等のあ
る場合)のもの。直近 3 年分。)

(8) 役員名簿及び履歴書

(9) 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類(実績が
ある場合)

(10) グループの構成員を記載した書類 (グループ申請の場合)

(11) グループ協定書の写し (グループ申請の場合。様式第 5 号)

(12) 委任状 (グループ申請の場合。様式第 6 号)

(様式第 4 号)

小笠山総合運動公園

事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の 所 在 地	
担当者	氏 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

I 団体の能力

1 団体の経営状況等

指定期間にわたり、管理運営業務を安定的に継続して実施することができることを説明してください。理由や根拠は具体的に示してください。

また、企業（団体）の安定性、長期的な経営方針について説明してください。

2 施設の管理に関する基本的な考え方

(1) 本公園の特性と課題についてどのように認識しているか、具体的に記してください。

(2) 本公園の管理運営業務を行うにあたっての基本方針を記してください。

(3) 本公園の指定管理者に申請した理由や意欲について記してください。申請者の企業（団体）使命、現在の業務内容、過去の実績、本公園の存する地域での活動実績との関連についても触れてください。

Ⅱ 経営に関する計画等

収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等

(1) 収支計画

①収支計画（自主事業を除く）

（単位：千円）

項目		令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
収入	有料公園施設利用料金(A)					
	行為の許可にかかる利用料金(B)					
	県が支払う指定管理料					
	その他の収入					
収入 計(C)						
支出	人件費	常勤給与・賞与・手当				
		非常勤給与・賞与・手当				
		法定福利費				
		アルバイト賃金				
	企画運営費	広告営業費				
		事業費（イベント運営費）				
		その他経費				
	総務・維持管理費	事務費（消耗品・印刷製本費、通信運搬費、職員旅費等）				
		光熱水費				
		保険料				
		外注費	スタジアム芝生管理費			
			施設等保守管理費			
			上記以外外注費			
		修繕費				
		その他経費				
	県への納入金（A+B）×10%					
	公課費					
支出 計(D)						
収支差（C）－（D）						

(注)

ア 「県が支払う指定管理料」とは、募集要項「2 県が支払う指定管理料」の「事業計画書において提示のあった額」をいう。消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入すること。

イ 「事業費」は利用促進などに要する経費をいう。（自主事業に経理されるものを除く）

ウ 令和7年9月1日現在の税率による消費税及び地方税相当額を含んだ金額を記入すること。

② 自主事業に係る収支計画

(単位：千円)

年度	項目	収入(A)	支出				収支差 (A) - (B)
			人件費	光熱水費	原価 その他	支出計 (B)	
8							
	計						
9							
10							
11							
12							

(注) 提案しようとする自主事業の収支計画を、項目ごとに記載してください。

(様式の欄を適宜増やして記載してください。)

自主事業の「収入」とは、募集要項6 (4) ⑯の自主事業により徴収する料金又は
売上げ等をいう。

(2) 年間利用者計画

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	計
有料公園施設						
有料公園施設以外						
計						

(3) 効率的な管理運営

限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取り組みなど、効率的な管理運営を行うための工夫があれば、具体的に記してください。

(4) 利用料金

- ・ 有料公園施設利用料金及び行為の許可に係る利用料金を記してください。
- ・ 都市公園条例に定める内容より利用者の負担が増えなければ、備考の内容を変えることもできることとします。
- ・ 時間区分を細分化する場合は、それに合わせて利用料金表を作成してください。
- ・ 都市公園条例に定める内容と同じ部分が多い場合には、同じ部分については空欄にして変更部分のみ記入し、その旨の注釈を付けても結構です。

- ・表中の金額は、令和8年4月1日～適用の都市公園条例別表4の各有料公園施設の利用料金の上限額です。
- ・表中の金額以内で料金を提案してください
(提出時は、提案額のみ記載してください)。

有料公園施設

ア 静岡スタジアム

利 用 区 分				利 用 料 金							備 考	
				午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外		
				8 時 30 分 から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	18 時から 21 時まで	13 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで	18 時までは 1 時間 に つき		18 時以降は 1 時間 に つき
専用 で 使用 する 場合	アマ チュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	一	スタンドを使用しない場合 及び1 層目メインスタンド を使用する場合	33,030 円	33,030 円	66,070 円	46,240 円	79,270 円	112,310 円	8,250 円	15,410 円	1 競技会に使用する場合は、補助競技場、投てき練習場、放送設備、大会運営室 2 室及び更衣室 2 室の使用を含む。 2 入場料を徴収しないで競技会に使用する場合は、競技用器具の使用を含む。 3 入場料を徴収して使用する場合は、利用料金の額は、利用料金の欄に掲げる額に、当該使用に係る入場料の徴収総額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（アマチュアスポーツ以外に使用する場合であつて、その
			1 層目メインスタンド及び1 層目バックスタンドを使用する場合	46,960 円	46,960 円	93,920 円	65,740 円	112,700 円	159,660 円	11,740 円	21,910 円	
			1 層目の全スタンドを使用する場合	62,550 円	62,550 円	125,100 円	87,570 円	150,120 円	212,670 円	15,630 円	29,190 円	
		般	1 層目及び2 層目の全スタンドを使用する場合	110,750 円	110,750 円	221,500 円	155,050 円	265,800 円	376,550 円	27,680 円	51,680 円	
	生徒・児童・幼児		スタンドを使用しない場合 及び1 層目メインスタンド を使用する場合	16,510 円	16,510 円	33,030 円	23,120 円	39,630 円	56,150 円	4,120 円	7,700 円	
			1 層目メインスタンド及び1 層目バックスタンドを使用する場合	23,480 円	23,480 円	46,960 円	32,870 円	56,350 円	79,830 円	5,870 円	10,950 円	
			1 層目の全スタンドを使用する場合	31,270 円	31,270 円	62,550 円	43,780 円	75,050 円	106,330 円	7,810 円	14,590 円	
			1 層目及び2 層目の全スタンドを使用する場合	55,370 円	55,370 円	110,750 円	77,520 円	132,890 円	188,270 円	13,840 円	25,840 円	

アマチュアスポーツ以外に使用する場合	スタンドを使用しない場合及び1層目メインスタンドを使用する場合	66,060 円	66,060 円	132,140 円	92,490 円	158,550 円	224,630 円	16,510 円	30,830 円	額が886,000 円に満たないときは、886,000 円) とする。
	1層目メインスタンド及び1層目バックスタンドを使用する場合	93,920 円	93,920 円	187,840 円	131,480 円	225,400 円	319,320 円	23,480 円	43,820 円	
	1層目の全スタンドを使用する場合	125,100 円	125,100 円	250,200 円	175,140 円	300,240 円	425,340 円	31,270 円	58,380 円	
	1層目及び2層目の全スタンドを使用する場合	221,500 円	221,500 円	443,000 円	310,100 円	531,600 円	753,100 円	55,370 円	103,360 円	
専用で 使用しない 場合	一 般	1人1回につき 210 円 回数券 20 回券 3,360 円								
	生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	1人1回につき 100 円 回数券 20 回券 1,600 円								

イ 補助競技場

利 用 区 分		利 用 料 金							
		午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外	
		8 時 30 分 から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	18 時から 21 時まで	13 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで	18 時 まで は 1 時間 に つき	18 時以降は 1 時 間 に つき
専用で使用 する場合	一 般	10,620 円	10,620 円	21,240 円	14,860 円	25,480 円	36,100 円	2,650 円	4,950 円
	生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	5,310 円	5,310 円	10,620 円	7,430 円	12,740 円	18,050 円	1,320 円	2,470 円
専用で使用 しない場合	一 般	1人1回につき 210 円 回数券 20 回券 3,360 円							
	生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	1人1回につき 100 円 回数券 20 回券 1,600 円							

ウ 投てき練習場

利 用 区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	昼 間	時 間 外
		8 時 30 分 から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	1 時 間 に つき
専用で使用 する場合	一 般	2,220 円	2,220 円	4,440 円	550 円
	生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	1,110 円	1,110 円	2,220 円	270 円
専用で使用 しない場合	一 般	1人1回につき 210 円 回数券 20 回券 3,360 円			
	生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	1人1回につき 100 円 回数券 20 回券 1,600 円			

エ 人工芝グラウンド

利 用 区 分	利 用 料 金								備 考
	午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間	外	
	8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8時30分 から21時 まで	18時までは 1 時 間 に つき	18時以降は 1 時 間 に つき	
一 般	10,620 円	10,620 円	21,240 円	14,860 円	25,480 円	36,100 円	2,650 円	4,950 円	グラウンドの半面 を使用する場合に あつては、利用料金 の半額とする。
生徒・児童・幼児	5,310 円	5,310 円	10,620 円	7,430 円	12,740 円	18,050 円	1,320 円	2,470 円	

オ 多目的運動広場

利 用 区 分	利 用 料 金				備 考
	午 前	午 後	昼 間	時 間 外	
	8時30分 から12時 30分まで	13時 から 17時まで	8時30分 から17時 まで	1時間に つき	
一 般	4,460 円	4,460 円	8,930 円	1,110 円	広場の半面を 使用する場合 にあつては、 利用料金の半 額とする。
生 徒 ・ 児 童 ・ 幼 児	2,230 円	2,230 円	4,460 円	550 円	

カ 静岡アリーナ

利 用 区 分			利 用 料 金								備 考
			午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外		
			8 時 30 分 から 12 時 30 分まで	13 時から 17 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	18 時から 21 時まで	13 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで	18 時までは 1 時間 に つき	18 時以降は 1 時間 に つき	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	77,280 円	77,280 円	128,800 円	90,160 円	167,440 円	218,960 円	19,320 円	30,050 円	1 競技場の半面を 使用する場合に あつては利用料金の 半額、4 分の 1 面 を使用する場合に あつては利用料金の 4 分の 1 の額と する。 2 競技会に使用す る場合は、放送設 備、大会運営室 1 室及び競技用器具 の使用を含む。 3 入場料を徴収し てアマチュアスポ ーツ以外に使用する 場合の利用料金の額 は、当該使用に係る 入場料の徴収総額に 100 分の 5 を乗じて 得た額が利用料金の 欄に掲げる額を超え るときは、当該徴収 総額に 100 分の 5 を 乗じて得た額とす る。
		生徒・児童・幼児	38,640 円	38,640 円	64,400 円	45,080 円	83,720 円	109,480 円	9,660 円	15,020 円	
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	入場料の額が1,999 円以下 の場合	77,280 円	77,280 円	128,800 円	90,160 円	167,440 円	218,960 円	19,320 円	30,050 円	
		入場料の額が2,000 円以上 2,999 円以下の場合	154,560 円	154,560 円	257,600 円	180,320 円	334,880 円	437,920 円	38,640 円	60,100 円	
		入場料の額が3,000 円以上 3,999 円以下の場合	309,120 円	309,120 円	515,200 円	360,640 円	669,760 円	875,840 円	77,280 円	120,210 円	
入場料の額が4,000 円以上 の場合	618,240 円	618,240 円	1,030,400 円	721,280 円	1,339,520 円	1,751,680 円	154,560 円	240,420 円			
入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	30,910 円	30,910 円	51,520 円	36,060 円	66,970 円	87,580 円	7,720 円	12,020 円	
		生徒・児童・幼児	15,450 円	15,450 円	25,760 円	18,030 円	33,480 円	43,790 円	3,860 円	6,010 円	
	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合	一 般	77,280 円	77,280 円	128,800 円	90,160 円	167,440 円	218,960 円	19,320 円	30,050 円	
		生徒・児童・幼児	38,640 円	38,640 円	64,400 円	45,080 円	83,720 円	109,480 円	9,660 円	15,020 円	

キ トレーニングルーム

利 用 区 分	利 用 料 金
一 般	1人1回につき 440円 回数券 12回券 4,400円
生 徒 ・ 児 童	1人1回につき 220円 回数券 12回券 2,200円

ク 補助体育館

利 用 区 分				利 用 料 金								備 考
				午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間	外	
				8時30分から 12時30分まで	13時から17 時まで	8時30分から 17時まで	18時から21 時まで	13時から21 時まで	8時30分から 21時まで	18時までは1 時間につき	18時以降は1 時間につき	
専用で使用する 場合	入場料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	一 般	26,880 円	26,880 円	44,800 円	31,360 円	58,240 円	76,160 円	6,720 円	10,450 円	1 競技場の半面を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。 2 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
			生徒・児童・幼児	13,440 円	13,440 円	22,400 円	15,680 円	29,120 円	38,080 円	3,360 円	5,220 円	
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料の額が1,999 円以下の場合	26,880 円	26,880 円	44,800 円	31,360 円	58,240 円	76,160 円	6,720 円	10,450 円	
			入場料の額が2,000 円以上2,999 円以下の場合	53,760 円	53,760 円	89,600 円	62,720 円	116,480 円	152,320 円	13,440 円	20,900 円	
			入場料の額が3,000 円以上3,999 円以下の場合	107,520 円	107,520 円	179,200 円	125,440 円	232,960 円	304,640 円	26,880 円	41,810 円	
			入場料の額が4,000 円以上の場合	215,040 円	215,040 円	358,400 円	250,880 円	465,920 円	609,280 円	53,760 円	83,620 円	
	入場料を徴収しない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	一 般	10,750 円	10,750 円	17,920 円	12,540 円	23,290 円	30,460 円	2,680 円	4,180 円	
			生徒・児童・幼児	5,370 円	5,370 円	8,960 円	6,270 円	11,640 円	15,230 円	1,340 円	2,090 円	
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	一 般	26,880 円	26,880 円	44,800 円	31,360 円	58,240 円	76,160 円	6,720 円	10,450 円	
			生徒・児童・幼児	13,440 円	13,440 円	22,400 円	15,680 円	29,120 円	38,080 円	3,360 円	5,220 円	
専用で使しない場合			一 般	1 人1 回につき 210 円 回数券 20 回券 3,360 円								
			生徒・児童・幼児	1 人1 回につき 100 円 回数券 20 回券 1,600 円								

ケ 附帯設備及び器具

(ア) 静岡スタジアム

区 分				単 位		利用料金	条例上の金額
大 型		映 像 装 置		1基	1時間	円	13,370円
照 明 設 備		アマチュアスポーツに使用する 場合		全灯	1時間	円	67,190円
				3分の2灯	1時間	円	44,770円
				3分の1灯	1時間	円	22,360円
				15分の2灯	1時間	円	8,930円
		アマチュアスポーツ以外に 使用する場合		全灯	1時間	円	224,160円
				3分の2灯	1時間	円	149,370円
				3分の1灯	1時間	円	74,680円
				15分の2灯	1時間	円	29,850円
可 動 席				1回	円	16,740円	
放 送 設 備				1回	円	8,930円	
報 道 用 放 送 設 備 1	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 2	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 3	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 4	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 5	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 6	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 7	1室	1時間	円	120円			
報 道 用 放 送 設 備 8	1室	1時間	円	120円			
控 室 1		1室	1時間	円	260円		
控 室 2		1室	1時間	円	260円		
控 室 3		1室	1時間	円	540円		
大 会 運 営 室 1 A	1室	1時間	円	1,070円			
大 会 運 営 室 1 B	1室	1時間	円	540円			
大 会 運 営 室 1 C	1室	1時間	円	540円			
大 会 運 営 室 2 A	1室	1時間	円	540円			
大 会 運 営 室 2 B	1室	1時間	円	540円			
大 会 運 営 室 2 C	1室	1時間	円	260円			
大 会 運 営 室 3	1室	1時間	円	430円			
大 会 運 営 室 4	1室	1時間	円	430円			
大 会 運 営 室 5	1室	1時間	円	1,070円			
研 修 室 1	1室	1時間	円	430円			
研 修 室 2	1室	1時間	円	260円			
研 修 室 3	1室	1時間	円	430円			
会 議 室 1 A	1室	1時間	円	430円			
会 議 室 1 B	1室	1時間	円	260円			
会 議 室 2	1室	1時間	円	430円			
会 議 室 3	1室	1時間	円	260円			
会 議 室 4	1室	1時間	円	210円			
会 議 室 5	1室	1時間	円	430円			
会 議 室 6	1室	1時間	円	260円			
会 議 室 7	1室	1時間	円	260円			
選 手 更 衣 室 1	1室	1時間	円	1,920円			
選 手 更 衣 室 2	1室	1時間	円	1,920円			
選 手 更 衣 室 3	1室	1時間	円	1,920円			

選手更衣室	4	1室	1時間	円	1,920 円
更衣室	1	1室	1時間	円	540 円
更衣室	2	1室	1時間	円	540 円
更衣室	3	1室	1時間	円	540 円
更衣室	4	1室	1時間	円	880 円
予備室	1	1室	1時間	円	380 円
予備室	2	1室	1時間	円	380 円
予備室	3	1室	1時間	円	380 円
予備室	4	1室	1時間	円	380 円
予備室	5	1室	1時間	円	380 円
予備室	6	1室	1時間	円	210 円
予備室	7	1室	1時間	円	120 円
予備室	8	1室	1時間	円	380 円
予備室	9	1室	1時間	円	210 円
インフォメーション		1室	1時間	円	320 円
チケットブース	1	1室	1時間	円	320 円
チケットブース	2	1室	1時間	円	320 円
レセプションルーム A		1室	1時間	円	6,040 円
レセプションルーム A'		1室	1時間	円	2,400 円
レセプションルーム B		1室	1時間	円	1,490 円
特別観覧室 A		1室	1時間	円	2,080 円
特別観覧室 B		1室	1時間	円	2,080 円
特別観覧室 C		1室	1時間	円	780 円
特別観覧室 D		1室	1時間	円	2,080 円

(イ) 補助競技場

区分	単位	利用料金	条例上の金額
照明設備	1時間	円	10,050 円

(ウ) 人工芝グラウンド

区分	単位	利用料金	条例上の金額	備考
照明設備	1時間	円	6,680 円	グラウンドの半面分の照明設備を使用する場合にあつては、利用料金の半額とする。

(エ) 静岡アリーナ

区 分		単 位		利用料金	条例上の金額
大 型 映 像 装 置		1時間		円	10,050 円
電 光 表 示 盤		1基	1時間	円	380 円
照 明 設 備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯	1時間	円	1,600円
		4分の1面3分の2灯	1時間	円	260円
		4分の1面3分の1灯	1時間	円	120円
		4分の1面15分の2灯	1時間	円	50円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	全灯	1時間	円	16,740円
		4分の1面3分の2灯	1時間	円	2,720円
		4分の1面3分の1灯	1時間	円	1,330円
		4分の1面15分の2灯	1時間	円	540円
冷 暖 房 設 備		1時間		円	22,360 円
可 動 席		720席	1 回	円	32,200 円
移 動 席		480席	1 回	円	21,450 円
放 送 設 備		1 回		円	8,930 円
控 室		1室	1時間	円	120 円
大 会 運 営 室 1		1室	1時間	円	780 円
大 会 運 営 室 2		1室	1時間	円	380 円
大 会 運 営 室 3		1室	1時間	円	380 円
多 目 的 室 A		1室	1時間	円	660 円
多 目 的 室 B		1室	1時間	円	660 円
研 修 室		1室	1時間	円	660 円
会 議 室		1室	1時間	円	210 円
予 備 室 1		1室	1時間	円	120 円
予 備 室 2		1室	1時間	円	120 円
チ ケ ッ ト 売 場		1室	1時間	円	320 円

(オ) 補助体育館

区 分		単 位		利用料金	条例上の金額
照 明 設 備	アマチュアスポーツ に使用する場合	全灯	1 時間	円	540 円
		2 分の 1 灯	1 時間	円	260 円
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	全灯	1 時間	円	5,510 円
		2 分の 1 灯	1 時間	円	2,720 円
冷 暖 房 設 備		1 時間		円	7,220 円
放 送 設 備		1 回		円	4,440 円

(カ) その他

区分	名称	単位	利用料金	参考 (6,850円以内で知事が別に定める額)
陸上競技器具	競技用器具全部	1式	円	6,850円
	周回表示器	1組	円	120円
	ハードル	1台	円	50円
	3,000メートル障害物用具	1組	円	120円
	スターティングブロック	1台	円	50円
	バトン	1本	円	50円
	手旗	1組	円	50円
	ピストル	1組	円	120円
	抽選器	1組	円	120円
	高跳高度表示器	1組	円	180円
	走幅跳、三段跳距離表示器	1組	円	180円
	走高跳、棒高跳器具	1式	円	370円
	ハンマー	1個	円	120円
	円盤	1個	円	120円
	砲丸	1個	円	120円
	やり	1本	円	120円
体育器具	バスケットボール	1組	円	640円
	バレーボール	1組	円	640円
	ハンドボール	1組	円	640円
	テニス	1組	円	640円
	体操	1種目	円	310円
	バトミントン	1組	円	180円
	卓球	1組	円	180円
	トランポリン	1組	円	310円
	綱引き用綱	1本	円	180円
	球技用コート	1枚	円	310円
その他の設備及び器具	ワイヤレスマイク	1個	円	460円
	ストップウォッチ	1個	円	140円
	特殊電源	5キロワットごとに	円	820円
	机	1脚	円	50円
	補助いす	1脚	円	40円
	テント	1張	円	610円
	携帯用拡声器	1個	円	610円
	フロアシート	1枚	円	300円
	コンパネ	1枚	円	100円
	演台	1台	円	1,600円
	ステージ	1台	円	410円
	スポットライト	1個	円	4,550円
	吊り物用バトン	1本	円	1,000円
	フォークリフト	1台	円	4,550円

行為の許可に係る利用料金

種 別		利用料金	備 考
業として行う写真撮影		1台1月につき 円	1 1月に満たない端数がある場合は、1月とみなす。 2 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設(附帯設備及び器具を除く。)		
	その他の施設	1平方メートル1日につき 円	
有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告(野球場)	1分につき 円	
	その他の広告	1平方メートル1日につき 円	

利用料金上限(都市公園条例別表第5)

種 別		利用料金	備 考
業として行う写真撮影		1台1月につき 2,400 円	1 1月に満たない端数がある場合は、1月とみなす。 2 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設(附帯設備及び器具を除く。)	有料公園施設利用料金の表に掲げる利用区分等に応じ、それぞれの利用料の額の1.5倍の額	
	その他の施設	1平方メートル1日につき 40 円	
有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告(野球場)	1分につき 12,500 円	
	その他の広告	1平方メートル1日につき 1,500 円	

(5) 利用料金の減免

利用料金の減免を行う計画がある場合は、次の事項を記してください（募集要項で指定管理者に減免を義務付けているものを除きます）。

- ・ 減免対象となる利用料金
- ・ 減免対象者
- ・ 減免額
- ・ その他（減免する期間等）

Ⅲ 組織体制に関する計画

1 管理運営体制

(1) 組織体制図

管理運営業務を行う組織体制（業務内容、人員配置）を樹形図等で記してください。

2 職員の配置計画

(1) 人員配置計画

管理運営業務を行う人員配置計画を記してください。

役職	担当業務内容	配置人数	実能力・経験年数・資格	雇用形態				職員の年齢層	一週間の勤務時間	備考
				常勤	パート	派遣	その他 (具体的に)			

(注)

- ・役職については、公園を管理運営するうえで必要と思われる役職（所長、総務、企画等）を記入してください。
- ・能力、資格、実務経験年数等は実際に配置する予定職員を想定のうえ記入してください。
- ・雇用形態については該当する欄に○をつけてください。その他の場合は具体的な雇用の形態を記入してください。
- ・常勤職員とは、週 40 時間程度勤務し貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。パート職員は非常勤で、臨時に契約する職員とします。
- ・職員の年齢層は、10 代、20 代、30 代、・・・等目安で結構ですので記入してください。
- ・現地勤務以外に、貴団体の本社等において本公園の管理に係わる人員（実務担当者）がいる場合は、備考欄にその旨を明記した上で、「一週間の勤務時間」に公園管理運営業務に従事する時間を記入してください。

(2) 技術者やノウハウを有する者の確保

管理運営に必要な技術者やノウハウを有する者の確保の方法を記してください。

① 植栽・緑地の維持管理に必要な人材確保

植栽・緑地の管理や運営に必要な技術・知識や実績等を記してください。(主に、スポーツターフに関する管理)

② 建物・設備等の維持管理に必要な人材確保

建物・設備等の維持管理に必要な技術・知識や実績等を記してください。

③ 施設の小修繕に必要な人材確保

施設の小修繕に必要な技術・知識や実績等を記してください。

3 人材の育成計画

職員の研修など、人材の育成計画について記してください。

4 接客、利用指導、苦情処理

接客、利用指導、苦情処理についての取組みを具体的に記してください。

Ⅳ サービス向上、利用増進に関する計画

1 イベント、広報計画、自主事業計画、

(1) 利用促進・誘致策

利用促進・誘致策について記してください。

ア 広報活動の基本的な考え方、重点ポイントを記入するとともに、具体的な広報計画を記してください。

イ 平日の利用促進策を具体的に記載してください。

ア 広報活動

イ 平日利用促進策

(2) 自主事業

自主事業の計画を記してください。

- ・内容を具体的に記してください。
- ・有料自主事業を行う場合は、徴収する料金又は販売する主な物品等の額を記してください。
- ・有料公園施設を使用する場合は、使用する施設、実施期間（定期的に行うものについては曜日、時間等）を記し、募集要項別紙3（小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準）に適合することの説明をしてください。
- ・芝生広場、グラウンドを使用する場合は、使用する施設、実施期間（定期的に行うものについては曜日、時間等）を記してください。
- ・新たに公園施設を設置して行う場合は、施設の設置目的、種類、構造、規模、安全性、利用対象者を記してください。

ア 有料自主事業

イ 無料自主事業

2 利用者意見の反映等

(1) 有料公園施設の供用日及び供用時間

有料公園施設の供用日及び供用時間を記してください。

(2) 利用受付

施設の利用受付、調整、決定のやり方について、考え方や工夫を記してください。

(1) 有料公園施設の供用日及び供用時間

施設名		供用日	供用時間
静岡スタジアム	専用で使用する場合		
	専用で使しない場合		
補助競技場	専用で使用する場合		
	専用で使しない場合		
投てき練習場			
多目的運動広場			
静岡アリーナ			
補助体育館			
トレーニングルーム			
人工芝グラウンド			

(2) 利用受付

(3) 利用者ニーズの把握等

利用者の利便性（ユニバーサルデザインへの対応を含む。）への配慮、また、利用者ニーズの把握及びその運営への反映についての取組みを具体的に記してください。

3 地域団体等との連携

- (1) 地域住民、地域団体、地元自治体等との連携方策がある場合は、記してください。
- (2) ボランティアとの連携計画について、分野、人数、募集方法等を記してください。

(1)

(2)

(3) 地域への貢献

申請者が指定管理者となることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取り組み、社会活動など、地域への貢献がある場合は記してください。

V 施設管理に関する計画

施設等維持管理

(1-1) 有料公園施設〈建物・設備〉

項 目		内 容
考え方		
具体的内容	静岡スタジアム	
	補助競技場	
	投てき練習場	
	多目的運動広場	
	静岡アリーナ	
	補助体育館	
	人工芝グラウンド	

(注)

ア 有料公園施設及びそれに附帯する建物・設備等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、有料公園施設の建物・設備等の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準 別紙1（施設等維持管理業務仕様）」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

エ 静岡スタジアム、補助競技場、多目的運動広場の芝生の供用日数を「管理運営業務の基準」に定める日数より増やす場合は、その日数とそのための管理方法を具体的に記してください。

(1-2) 有料公園施設〈運動器具〉

項 目		内 容
考え方		
具 体 的 内 容	静岡スタジアム	
	補助競技場	
	投てき練習場	
	多目的運動広場	
	静岡アリーナ	
	補助体育館	
	人工芝グラウンド	

(注)

ア 有料公園施設及びそれに附帯する運動器具等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、有料公園施設内の運動器具等の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準 別紙1（施設等維持管理業務仕様）」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

(2) 無料公園施設

項 目		内 容
考え方		
具 体 的 内 容	芝生広場	
	グラウンド	
	ビオトープ	
	森林部	
	その他園地	

(注)

ア 無料公園施設及びそれに附帯する設備及び樹木・植物等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、無料公園施設の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準 別紙1（施設等維持管理業務仕様）」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

エ 芝生広場の芝生の供用日数を「管理運営業務の基準」に定める日数より増やす場合は、その日数とそのための管理方法を具体的に記してください。

(3) その他

- ・警備、清掃、点検その他の業務で、(1)及び(2)の施設を横断的に行うもの、または、(1)及び(2)の施設に属さないものについて記してください。

項目		内容
具 体 的 内 容		

(注)

「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

- ・作業を委託する場合の指定管理者としての具体的な点検・チェック方法や指導監督方法について、記してください。

VI 危機管理体制

1 地震、火災等緊急時の対応

地震、火災等災害発生時の対応方針(連絡体制、利用者の避難誘導、応急措置等)及び事前の取り組み(職場研修、訓練計画の作成等)の方策について具体的に記してください。

2 事故防止の取り組み及び発生時の対応

- (1) 施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、講ずる防止策(日常的な点検方法、職員による監視体制、利用者への注意喚起など)について具体的に記してください。
- (2) 事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針について具体的に記してください。

＜記載上の留意事項＞

項目	評価のポイント	様式A 4 フォントサイズ 10.5pt
団体の能力		
団体の経営状況等	・業務実施の継続性や安定性が確保されると判断できる具体的な提案がなされているか。 ・申請企業（団体）に安定性や妥当な長期的経営方針はあるか。	2 ページ以内
施設の管理に関する基本的考え方	・エコパの特性を明確に認識し、公園管理運営上の課題を十分に把握しているか。	2 ページ以内
	・県営都市公園経営基本計画に定める目的、公園ビジョン等に沿った基本方針となっているか。 ・施設の公共性を踏まえた基本方針となっているか。	2 ページ以内
	・現在の業務や過去の実績と関連があるなど、参加の動機付けが十分に認められるか。	2 ページ以内
経営に関する計画等		
収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	・限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取り組みなど、効率的な管理運営を行うための工夫があるか。 ・適切な利用料金設定と、効果的な減免が提案されているか。	3 ページ以内
		必要ページ
組織体制に関する計画		
管理運営体制	・各業務を確実に実施できる体制又はグループ構成となっているか。 ・必要なスタッフや専門的な能力を持つ職員が配置されているか。	3 ページ以内
職員の配置計画	・植栽、緑地の維持管理に必要な技術や知識を持った人材の確保がなされているか。 ・建物、設備、運動施設、運動器具の維持管理、運営に必要な技術や知識を持った人材の確保がなされているか。 ・運動施設の芝生の維持管理に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・施設の小修繕に対応できる技術や知識を有する人材の確保がなされているか。・・・	2 ページ以内
職員の研修計画	・施設の運営や維持管理に必要な知識を習得するための研修など、適切な人材育成計画があるか。 ・日常業務の中で、施設の運営や維持管理に必要な知識を職員が獲得できる組織管理体制となっているか。	3 ページ以内
苦情等に対する方策	・接客、利用指導、苦情処理が適切に行われるか。	2 ページ以内

サービス向上、利用増進に関する計画		
イベント、自主事業計画、広報計画	・公園特性に合った利用促進・誘致方策があるか。効果的な広報戦略があるか。 ・公園特性にあった実現可能な自主事業が提案されているか。また、過度に収益性を求めたものでないか。 ・自主事業の実施によって、優先使用調整への支障や、一般利用者の利用阻害の心配はないか。	6 ページ以内
利用者意見の反映等	・供用日、供用時間は適切か。 ・施設の利用受付、調整、決定の方法は、公共性、公平性が確保されるか。 ・利用者の利便に配慮したものか。また、利用者ニーズの把握及びその運営への反映が適切に行われているか。	3 ページ以内
地域団体等との連携	・関係団体、地域住民やボランティア、地域団体、地元自治体等との連携方策は適切か。	2 ページ以内
	・申請者が指定管理者となることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取り組み、社会活動など、地域への貢献があるか。	2 ページ以内
施設管理に関する計画		
施設等維持管理	・建物・設備等の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕等)。必要な管理水準を確保できるか。 ・運動器具等の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕等)。必要な管理水準を確保できるか。 ・樹木・植物の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕等)。必要な管理水準を確保できるか。	6 ページ以内
危機管理体制		
地震、火災等緊急時の対応	・地震、火災等災害発生時の対応方針及び事前の取り組みの方策は適切か。	3 ページ以内
事故防止の取り組み及び発生時の対応	・施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、適切な防止策を講じているか。 ・事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針は適切か。	3 ページ以内

(様式第5号)

小笠山総合運動公園管理運営業務に関するグループ協定書

(目的)

第1条 ○○○、○○○、……の○社は、小笠山総合運動公園の指定管理者募集にあたりグループを結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、指定管理者として小笠山総合運動公園管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第2条 グループの名称は、○○○○（以下「当グループ」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当グループは、 年 月 日に成立し、指定管理者としての管理運営業務の履行完了後解散する。ただし、静岡県が当グループ以外のものを小笠山総合運動公園の指定管理者に指定したときは、その時点で解散する。

2 前項の解散の時期は、構成員○社の協議により、これを延長することができる。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

名 称

代表者名

所 在 地

名 称

代表者名

(代表者の名称)

第6条 当グループは、○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当グループの代表者は、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。

- (1) 申請関係書類の作成及び提出
- (2) 静岡県との管理運営業務についての協定書の締結
- (3) 管理運営業務についての委託料の請求及び受領

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、管理運営業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、静岡県及び構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第11条 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する日前において破産又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

(協定書に定めのない事項)

第12条 この協定書に定めのない事項については、構成員〇社の協議により定めるものとする。

〇〇〇外〇社は、上記のとおり小笠山総合運動公園管理運営業務に関するグループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

⑩

所在地

名称

代表者名

⑩

(様式第 6 号)

委 任 状

静岡県知事 氏 名 様

グループの名称

構成員 所 在 地
名 称
代表者名

㊟

所 在 地
名 称
代表者名

㊟

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存続するの間、次の権限を委任します。

受任者 所 在 地
グループ代表者 名 称
代表者名

委任事項

- 1 小笠山総合運動公園の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 静岡県との小笠山総合運動公園管理運営業務についての協定書の締結
- 3 小笠山総合運動公園管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受任者印鑑